

(様式 1-3)

須賀川市市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

NO.	21	事業名	須賀川市災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	◆D-4-1-1																				
交付団体		須賀川市	事業実施主体 (直接/間接)	須賀川市 (直接)																					
総交付対象事業費		25,000 (千円)	全体事業費	25,000 (千円)																					
事業概要																									
<p>東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者などのうち、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対して、安定的な生活再建を支援し、入居者の利便性を確保するため、市街地に災害公営住宅の整備するにあたり入居者用の駐車場を整備するため</p> <p>【整備予定区画数】</p> <table><tr><td>東町地区</td><td>21</td><td>区画</td><td></td><td></td></tr><tr><td>馬町地区</td><td>10</td><td>区画</td><td></td><td></td></tr><tr><td>弘法坦地区</td><td>45</td><td>区画</td><td></td><td></td></tr><tr><td>山寺北地区</td><td>24</td><td>区画</td><td>合計</td><td>100</td></tr></table>						東町地区	21	区画			馬町地区	10	区画			弘法坦地区	45	区画			山寺北地区	24	区画	合計	100
東町地区	21	区画																							
馬町地区	10	区画																							
弘法坦地区	45	区画																							
山寺北地区	24	区画	合計	100																					
当面の事業概要																									
<平成 26 年度～平成 27 年度>																									
駐車場整備																									
東日本大震災の被害との関係																									
<p>本市は、平成 23 年 4 月 28 日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 22 条及び同法施行令第 41 条第 2 項の規定により、国土交通大臣から 100 戸以上又は全住宅の 1 割以上が滅失している市町村である旨を告示されている。</p> <p>なお本市においては、東日本大震災により滅失したと解される全壊の建物は、平成 24 年 3 月 31 日現在で、1,249 棟となっており、その他の被害は、大規模半壊 418 棟、半壊 3,084 棟、一部損壊 10,516 棟となっている。</p> <p>また、応急仮設住宅の入居状況は平成 25 年 10 月 1 日現在、109 世帯 237 人、福島県借上げ住宅入居状況は 257 世帯 579 人となっている状況である。</p>																									
関連する災害復旧事業の概要																									
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。																									
関連する基幹事業																									
事業番号	D-4-1																								
事業名	須賀川市災害公営住宅整備事業 (東町地区) (馬町地区) (弘法坦地区) (山寺北地区)																								
交付団体	須賀川市 (直接)																								
基幹事業との関連性																									
災害公営住宅を 4 地区整備するにあたり、各地区の入居者用の駐車場を整備する必要があるため																									